

今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会—中間報告—

「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」への取組について

平成 19 年 7 月 17 日

日本証券業協会

御高承の通り、証券戦略会議に設置した「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」において、本年 4 月 26 日付けで「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」【中間報告】（以下「懇談会中間報告」という。）を取りまとめ、世界最高水準の金融・資本市場の確立及び 2011 年までに、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を欧米並みの 30%程度（現在約 13%）に引き上げることを目標に、1. 個人投資家、2. 発行企業・プロの投資家、3. 海外の投資家及び 4. 法的・制度的インフラ整備の四つの視点から、今後検討・推進すべき施策を公表したところである。

これらについて、具体的な検討を進め必要な措置を講ずるため、今後の取組について、次のとおり行動計画を定める。

I. 基本方針

- ① 各施策のうち本協会及び業界が自ら取り組むべきものについては、広く市場参加者の意見を取り入れながら、工程表に則りスピード感のある取組を目指し、結論が得られた検討項目から速やかに実施するものとし、可能な限り各施策ごとに掲げた対応時期までに検討、対応を終えるものとする。（下記Ⅱ．参照）
- ② 政府、行政当局又は関係機関に要望すべき事項については、投資家並びに我が国金融・資本市場の機能の向上にとって重要度が高いものを優先し、併せて各施策の実現のための手立てやプロセスの検討を行い、早期の実現を目指すものとする。（下記Ⅲ．参照）
- ③ 本年 4 月 20 日に公表された内閣府経済財政諮問会議グローバル化改革専門委員会「金融・資本市場ワーキンググループ」における「第一次報告 真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」（以下「金融・資本市場ワーキング報告」という。）における提言及び本年 6 月 13 日に公表された金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」における「中間論点整理（第一次）」（以下「スタディグループ中間整理」という。）における提言と懇談会中間報告の提言とが一致すると考えられる項目【脚注】については、

【脚注】 「金融・資本市場ワーキング報告」の提言と内容が一致すると考えられる項目には、金融・資本市場ワーキング報告の該当項目を、「スタディグループ中間整理」の提言と内容が一致すると考えられる項目には、スタディグループ中間整理の該当項目を、それぞれ下記 2. 「検討事項（要旨）」又は下記 3. 「要望事項（要旨）」の各事項の末尾に記載

それぞれの所管機関と適宜連絡・連携しながら対応することとする。

- ④ 具体的な検討の場である各委員会及びワーキング等における検討状況は、原則として、その議事要旨を本協会のW A Nに掲載するとともに、評議会や協会員との懇談会、説明会等幅広い機会を通じて報告・説明を行うものとする。なお、今後新たに設置するワーキング等の委員については、原則として、希望する協会員から委員を選任するものとする。
- ⑤ 検討に当たっての基本的な考え方を定める場合や本協会規則の改正等を行う場合には、協会員及び投資家・市場関係者等の意見を検討に反映させるため、原則として、メンバーズ・コメント又はパブリック・コメントを実施するものとする。
- ⑥ 金融庁又は証券取引所等の関係機関が所管し本協会が直接所管しない事項についても、各関係機関と連携を図り、積極的に取り組むものとする。

II. 本協会及び業界が自ら取り組むべき施策（工程表）

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
1. 一般の個人がより安心して投資できる市場			
(1) 投資家保護の徹底			
<p>① 監督・監視体制の充実・強化 （不適格な業者の排除）</p> <p>自主規制ルール遵守のための制度的枠組み（協会加入要件等）の整備。</p>	<p>・理事会の下に設置した「金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制のあり方に関する特別委員会」において、中期的な課題として検討する。</p>	20年3月	特別委員会
<p>（反社会的勢力の排除）</p> <p>・反社会的勢力等の排除に向けた情報の調査・集約・共有等を行う関係規則の整備の検討。</p> <p>・証券版「不当要求情報管理機関」の設立。</p> <p>・都道府県における「証券警察連絡協議会」の設置の推進・協力。</p>	<p>・「中間報告」を取りまとめ、証券取引からの反社会的勢力排除に関する自主ルールの整備など必要な措置を講じる。</p> <p>・中期的な課題として検討する。</p> <p>・全都道府県設置に向け推進する。（19年7月現在22道府県に設置）</p>	19年12月 21年3月 20年3月	証券保安連絡会
<p>② 金融庁及び自主規制機関における情報機能の充実・強化等 （人事交流、民間からの人材確保）</p> <p>金融庁、自主規制機関の専門性を一層高めるため、日証協が窓口となり「民から官へ」の人材交流を促進する人材ネットワークを構築する。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告3(5)及び同3(7)①② スタディグループ中間整理2(1)①の・規制当局のスキルアップ</p>	<p>・証券会社等から金融庁及び自主規制機関への人材交流については、当該各機関と協議のうえ、人材ネットワークの構築について検討する。</p>	20年6月	証券戦略会議

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>（情報の収集、分析機能の充実・強化、体制の整備）</p> <p>規制当局及び自主規制機関が、市場の状況を素早くキャッチし、適切な対応を行うための情報の早期収集、分析に係る体制整備及び専門知識を持った人員の配置・増員。</p>	<p>・証券市場における不適切行為等の諸問題を早期に認識し、適宜、投資者保護のための施策を検討・実施する。</p>	20年6月	自主規制企画委員会
	<p>・顧客情報データベース構築に向けて検討する。</p>	20年6月	自主規制企画委員会・エクイティ市場委員会
	<p>・コンプライアンスWAN構築に向けての取組みを推進する。</p>	20年6月	エクイティ市場委員会
<p>③ 自主規制機能の充実・強化 （日証協の定款上の処分の強化等）</p> <p>金商法の下での適合性原則の具体化及びこれに違反した協会員に対する過怠金の賦課など処分の強化、協会員のコンプライアンス態勢の整備状況を踏まえた処分の軽重・減免制度の導入など、定款上の処分・措置について総合的な検討を行う。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告3(6)① スタディグループ中間整理2(1)①の ・自主規制の役割・機能の拡充・強化</p>	<p>・ワーキング等において、金商法の下での適合性原則に反する具体的なモデルケースについて検討する。</p>	20年6月	自主規制企画委員会
	<p>・法令諸規則に違反した協会員等に対する処分のあり方の見直し及び厳格化について検討する。</p>	20年6月	自主規制会議
<p>（あっせん、苦情相談体制の充実）</p> <p>日証協、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会及び金融先物取引業協会の苦情相談、紛争のあっせんについて、全国共通の電話番号による電話相談窓口の一元化など利用者にとって迅速且つ分かりやすい対応等を図る。</p>	<p>・本協会に総合的な案内窓口を設けるなど電話相談窓口の一元化（当該電話相談窓口から、その内容に応じて、各協会に振り分ける等）に向けた取組みについて関係者と協議、推進する。</p>	19年12月	自主規制企画委員会

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>（金融証券法制・判例等のデータベースの整備）</p> <p>日証協が運営・管理する「証券法制データベース」を活用し、投資家保護に関する判例等の一層の充実を図る。</p>	<p>・協会向け「証券法制データベース」を稼動する。</p> <p>・金融商品取引法及び同法関連法令所規則の施行に伴う更新を行う。</p>	<p>19年7月</p> <p>19年10月</p>	<p>証券戦略会議</p>
(2) 個人投資家拡大のための取引所の改革			
<p>③ 上場廃止銘柄の受け皿の整備</p> <p>上場廃止となった株式について、上場廃止後であっても個人投資家が円滑に換金できる制度を整備する。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 3(6)④ スタディグループ中間整理 2(1)③の ・グリーンシート市場の改革</p>	<p>・エクイティ市場委員会の下に設置した「取引所上場廃止銘柄等の流通に関する制度整備ワーキング・グループ」において、取引所上場廃止銘柄の円滑な流通促進のための制度及び取引所上場廃止銘柄及びグリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘規制の見直しについて検討し、自主規制規則を整備する。</p>	<p>19年9月</p>	<p>エクイティ市場委員会 証券戦略会議</p>
(4) 投資環境の整備			
<p>① 金融取引税制の改革</p> <p>金融所得課税の一体化は、個人がリスクの高い金融商品への投資を行うために必要な措置であり、証券会社等の実務面の検討、インフラ整備が必要。</p> <p>国際競争力確保の観点から、株式・株式投資信託の10%の軽減税率の継続や配当二重課税の完全撤廃などの何らかの投資商品の保有促進のための措置が必要。</p> <p>金融取引税制について、議論を深めるため本懇談会にワーキング・グループを設置し専門的に検討。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 2(4) スタディグループ中間整理 2(2)の・税制</p>	<p>・同懇談会の下に設置した「金融取引税制のあり方に関するワーキング・グループ」において、金融所得課税の一体化の促進及び株式・株式投資信託の軽減税率の継続等について専門的に検討し、金融取引税制のあり方に係る証券業界としての方針を取りまとめる。</p>	<p>19年8月</p>	<p>証券戦略会議</p>

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>② 金融・経済教育の推進 （証券会社等の取組）</p> <p>「証券投資の日」など学生及び一般社会人を対象に各種セミナー等のイベントを実施しているが、こうした取組は、日証協と、証券会社、銀行、日本郵政公社等が一体となっていくことが有効。</p> <p>日証協は、「証券投資の日」イベントの実施に当たり、証券会社等各社に教材・資料の提供、講師の派遣等を行うとともに、証券会社等各社では、日証協と連携を図り、支店レベルまで含めて顧客の世代や知識の水準等に応じたきめこまかな対応を行う。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 2(5) スタディグループ中間整理 2(2)の ・人材教育及び同 3(3)</p>	<p>・10月4日「証券投資の日」がある10月の1ヶ月間を“日本全国「証券投資の日」キャンペーン”と称して、証券会社、銀行、日本郵政公社等を含め業態の枠を超えた全国規模のイベントの展開を行うなど知識の普及・啓発活動を通じ、個人投資家の裾野の拡大を図る。</p> <p>・一般向けの証券投資等に関する各種刊行物の一層の充実を図り、証券会社等各社の店頭及びイベントを通じて配付するなど幅広く活用してもらえよう対応する。</p>	<p>20年3月</p> <p>20年3月</p>	<p>証券戦略会議</p>
<p>③ 金融・資本市場統計情報総合データベースの構築</p> <p>・金融・資本市場に関する統計情報について収集する情報ベースの統一、内容の充実及びデータベース化の推進を図るとともに、インターネット等によりタイムリーに情報を提供する。</p> <p>・外国語により情報を提供する。</p> <p>・行政、証券取引所、投信協、日本銀行等の関係機関とのネットワーク接続によるワンストップサービスを推進するための検討を行う。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 1(9)①</p>	<p>・既存の統計情報・利用ニーズや時系列の株価情報提供サービスである米国の「CRSP」(The Center for Research in Securities Prices)等を調査し、必要な統計情報を検討、整理する。</p> <p>・本協会のウェブサイト【英語版】を拡充する。</p> <p>・総合的なデータベースを構築する。</p>	<p>20年3月</p> <p>21年3月</p>	<p>証券戦略会議</p>

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>④ 顧客本位のサービスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の総合的な満足度、金融商品・サービス、担当者の対応などに関する「証券会社等の顧客満足度（CS）調査」の実施。 ・証券会社等へのフィードバック。 ・調査結果に基づく必要な改善の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容を整理し、定期的に調査・分析し、調査結果に基づく必要な改善を促進する。 	21年3月	証券戦略会議
<p>2. 企業が安定的で低コストの資金が調達でき、プロの投資家が高度な金融技術を利用して効率的な運用ができる市場</p>			
<p>(1) プリンシプル・ベースの規制の促進、コスト・ベネフィット分析の導入</p> <p>金融庁及び自主規制機関において、プリンシプル・ベースの規制の促進や、コスト・ベネフィット分析をできる限り導入する必要がある。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告3(3)(8)スタディグループ中間整理2(1)①の・プリンシプル/ルール・ベース/アプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制機関におけるプリンシプル・ベースの規制のあり方について検討する。 ・具体的なコスト・ベネフィット分析の手法等について調査・研究し、これらの成果を踏まえ、導入について検討する【下記4.(2)の（コスト・ベネフィット分析の導入）と併せて調査・研究】。 	21年3月	<p>自主規制企画委員会</p> <p>証券戦略会議</p>
<p>(3) 証券化商品の市場の整備・拡大</p> <p>より多くの投資家が参加できる証券化市場の育成を目指したインフラ整備を図ることとし、証券化市場の情報インフラである「証券化市場の動向調査」のカバレッジ拡大等に努めるほか、RMB Sの標準期限前償還モデルである「PSJモデル」の普及・利用の促進に努める。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告1(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化市場のインフラ整備に向けた取組みについて、市場関係者のニーズを踏まえ、充実させていくこと等を検討する。 	20年3月	公社債・金融商品委員会

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>(4) 最先端の金融知識・技術を持つ人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社等と大学・大学院との共同研究プロジェクトの推進。 証券会社等の実務者と大学・大学院の研究者、学生等との交流プログラムの推進等。 <p>金融・資本市場ワーキング報告 2(6) スタディグループ中間整理 3(5)の・より高度な金融商品・サービスを提供できる人材の育成・裾野の拡大及び同 3(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証券会社等におけるこれまでの取組を調査・整理し、これを踏まえた上で必要と考えられる研究プロジェクト及び人材育成に係る交流プログラム等について検討する。 	20年3月	証券戦略会議
3. 海外の投資家からも使いやすく分かりやすい市場			
<p>(1) 海外での日本市場プロモート活動の推進</p> <p>官民共同の「日本市場フォーラム(仮称)」の開催。</p> <p>スタディグループ中間整理 3(1)の・海外企業の我が国市場への誘致のためのプロモーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本協会に日本証券フォーラムプロジェクトチームを設置して開催に向けた取組を図り、国際資本市場協会（ICMA）と共催し官民共同で「JAPAN SECURITIES FORUM」（日本証券フォーラム）をロンドンで開催し、日本の証券市場のPRを実施する。 	20年1月	証券戦略会議
<p>(2) 海外の市場参加者等との対話</p> <p>米国、欧州、アジア、BRICs諸国において、現地の証券会社等の市場関係者・政府機関との定期的な情報交換会の実施及び現地でのHPの活用等を通じ、海外の金融・資本市場の動向を把握するとともに、我が国が有する優れた金融テクノロジー、知識、人材等の積極的なPRの実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証券監督者国際機構（IOSCO）、アジア証券人フォーラム（ASF）等のネットワークを通じ研修生・訪問者を積極的に受け入れる。 証券監督者国際機構（IOSCO）、自主規制機関諮問委員会（SROCC）、国際証券業協会会議 	引き続き対応	証券戦略会議 自主規制会議

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>スタディグループ中間整理 2(1)①の・事業者との対話の促進・対外的な情報発信力の強化</p>	<p>（ICSA）、アジア証券人フォーラム（ASF）等を通じて海外の関係機関・市場参加者との対話を促進する。</p>		
<p>(3) アジアの金融センターとしての地位の確立</p> <p>日証協は、アジア諸国とのハイレベルでの政策対話「アジア証券人フォーラム」等を通じて、市場参加者の交流を促進するとともに、アジア地域における共通課題等について積極的に対応。</p>	<p>・アジア証券人フォーラム事務局として積極的に活動する。</p>	<p>引き続き対応</p>	<p>証券戦略会議 自主規制会議</p>
<p>4. 市場改革のためのインフラ整備</p>			
<p>(2) 日本版「ベター・レギュレーション」の促進</p> <p>（ホールセール業務分野でのプリンシプル・ベースの規制の促進）</p> <p>日証協及び証券会社等は、コンプライアンス態勢の充実・強化はもとより、高い「倫理」の下での業務運営に努める。</p> <p>スタディグループ中間整理 2(1)の・より良い規制環境の構築（ベター・レギュレーション）</p>	<p>・協会員における倫理コードの制定等に係る自主規制規則を整備する。（併せてベター・レギュレーションの構築等について会員の意見を取りまとめ、金融庁に検討を要請。【下記Ⅲ. の 4. (2) の（ホールセール業務分野でのプリンシプル・ベースの規制の促進）参照】）</p>	<p>19年12月</p>	<p>証券戦略会議 自主規制会議</p>
<p>（リテール業務分野での投資家保護の徹底）</p> <p>投資家保護の徹底の観点からは、相対的に個別のルールが必要であり、いわゆるルール・ベースの規制とならざるを得ない面がある。証券会社・登録</p>	<p>・自主規制企画委員会の下に設置した「金商法施行に伴う販売・勧誘等に係る実務検討ワーキング」等における検討を通じ、金融商品</p>	<p>19年12月</p>	<p>自主規制企画委員会</p>

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>金融機関は、法令・自主規制規則の順守のためのコンプライアンス態勢の充実・強化に一層努める必要がある。</p>	<p>取引法に即した自主規制ルールの整備及び協会員の実務対応に向けた取組を図る。</p>		
<p>（リスクベース・アプローチによる規制・監督）</p> <p>リスクベース・アプローチにより利用者や市場にとって影響度が高い業種、分野、項目などを明確にしたメリハリのある監督・検査が必要である。</p>	<p>・リスクベース・アプローチを踏まえた監査の導入について検討する。（併せて金融庁はじめ関係機関に検討を要請。【下記Ⅲ. の4. (2)の（リスクベース・アプローチによる規制・監督）参照】）</p>	20年6月	自主規制企画委員会
<p>（コスト・ベネフィット分析の導入）</p> <p>日証協では、英国の例なども参考に、具体的なコスト・ベネフィット分析の手法についての研究を行う。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告3(8)</p>	<p>・具体的なコスト・ベネフィット分析の手法等について調査・研究し、これらの成果を踏まえ、導入について検討する。【上記2.(1)参照】</p>	21年3月	自主規制企画委員会
<p>（市場参加者との対話の促進）</p> <p>日証協において、株式、債券、デリバティブ、ホールセール取引といった分野別に、金融庁、監視委員会の担当者、証券会社、登録金融機関の担当者や投資家、発行会社などの市場参加者との間で、意見交換を行う定期会合を実施することが考えられる。また、法曹関係者、弁護士、公認会計士等との意見交換も必要である。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告3(5)スタディグループ中間整理2(1)①の・事業者との対話の促進・対外的な情報発信力の強化</p>	<p>・必要なテーマと参加者を整理し、適宜、定期会合又は意見交換会を実施する。</p>	19年12月	<p>自主規制企画委員会</p> <p>エクイティ市場委員会</p> <p>公社債・金融商品委員会</p>

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議委員会
<p>(3) 証券会社等の自己規律の向上</p> <p>証券会社の自己規律の確立に向けて、「倫理コード」に関する標準モデルの策定、証券会社各社の策定、公表義務及び「金融資本市場倫理委員会（仮称）」の設置等について検討する。</p> <p>スタディグループ中間整理 1(2)</p>	<p>・証券戦略会議及び自主規制会議の下に設置した「証券会社の自己規律の維持・向上のためのワーキング」において検討し、倫理コード（協会モデル）及び自主規制規則を整備するとともに、自主規制規則の実施及び行動規範委員会を設置する。</p>	19年12月	証券戦略会議 自主規制会議
<p>(6) 証券市場全体のシステムの共通基盤の整備</p> <p>証券会社と証券取引所間の接続仕様の標準化や情報伝達システムの共通化等に向けた具体策の早期実現を図る。</p>	<p>・証券戦略会議の下に設置した「証券市場の共通基盤の整備・強化に関する検討ワーキング」における中間報告に基づき、当該基盤整備に係る具体的な施策の最適な実現方法を検証するため、外部機関による客観的な調査を実施し、当該ワーキングの最終報告書を取りまとめる。</p> <p>・当該最終報告書を踏まえ、証券市場基盤整備基金運営審議会や関係機関等との議論したうえで、具体策を取りまとめる。</p>	19年12月	証券戦略会議
<p>(7) 証券市場全体の BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画) の整備</p> <p>証券業界、金融庁、日銀など市場参加者・関係機関と協同し、証券会社と証券取引所間等の連絡網の整備、証券取引所・決済機関のバックアップサイトの構築及び共同訓練の実施などの取</p>	<p>・「BCP対策本部」について最終的な報告書の取りまとめるとともに、情報の集約・還元等を行うBCPウェブを構築し、適宜共同訓練を実施する。</p>	19年12月	証券市場BCPフォーラム

検討事項（要旨）	具体的な対応等	対応時期 （目途）	所管会議 委員会
<p>組が進められているが、こうした取組を一層促進し、証券市場全体のBCPの早期整備に努める。</p>	<p>・証券戦略会議の下に設置した「証券市場の共通基盤の整備・強化に関する検討ワーキング」において、証券市場全体のBCPに係るネットワークについて検討する。</p>	<p>19年12月</p>	<p>証券戦略会議</p>

Ⅲ. 政府、行政当局又は関係機関に要望又は協力して推進すべき事項

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
1. 一般の個人がより安心して投資できる市場		
(1) 投資家保護の徹底		
<p>① 監督・監視体制の充実・強化 (不適格な業者の排除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金商法における金融商品取引業者等の登録要件の厳格化。 ・金融庁・監視委員会による監督・監視体制の一層の強化。 <p>金融・資本市場ワーキング報告 3(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応済み（登録要件の厳格化については、人的構成要件及び反社会的勢力の排除など金商法施行により措置される予定）。 ・金融庁及び証券取引等監視委員会に要望する。 	<p>金融庁 証券取引等監視委員会</p>
<p>② 金融庁及び自主規制機関における情報機能の充実・強化等 (合同研修の実施)</p> <p>金融庁、監視委員会及び自主規制機関の職員向け先端的専門知識習得に係る合同研修の実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁、監視委員会と連携し実現に向け検討する。 	<p>金融庁 証券取引等監視委員会</p>
<p>③ 自主規制機能の充実・強化 (証券会社等に対する監督・検査の行政及び自主規制機関相互の役割分担の見直し)</p> <p>行政、日本銀行、日証協及び証券取引所相互に主たる役割分担を見直す。</p> <p>日証協は、証券会社等のコンプライアンス態勢の整備状況、自己資本規制比率・分別保管の状況及び新しい金融商品の勧誘・販売の状況等を監査。行政に結果報告する役割分担が考えられる。</p> <p>日証協と証券取引所との間で、現在の合同検査をさらに進め、日証協が基本的に証券会社等に対する検査を担当し、証券取引所は、マーケット監視に特化するなどの役割分担が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的課題として、本協会の監査体制を大幅に拡充しつつ、金融庁はじめ関係機関に改めて検討を要請する。 	<p>金融庁 証券取引等監視委員会 全国金融商品取引所 日本銀行</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
(2) 個人投資家拡大のための取引所の改革		
<p>① 信頼される新興市場の確立 （新興市場の信頼性の向上）</p> <p>上場後の一定期間、主幹事証券会社等による財務状況等の分析・公表や、英国のAIMのNomad（Nominated Adviser）を参考に、主幹事証券会社等が、上場後の一定期間、コンプライアンスの徹底、必要な情報開示のタイミング・内容を助言・指導する日本版「Nomad」の導入など検討。</p>	<p>・上場後の一定期間において、主幹事証券会社等がフォローアップすべき事項を整理した上で、証券取引所に要望する。</p>	<p>全国証券取引所</p>
<p>（新興市場の連携等の検討）</p> <p>投資家保護、市場の信頼性の確保、効率性の観点から新興市場等の再編、連携等が必要との意見・指摘がある。関係者間で、こうした課題を踏まえた前向きな検討が行われることが期待。</p>	<p>・証券取引所に検討を要請する。</p>	<p>全国証券取引所</p>
<p>② 取引所へのアクセスの改善</p> <p>・株式の売買単位の集約・統一に向けた制度整備の早期実現。</p> <p>・一般の個人にもわかり易い新聞等の株価欄の表示順の改善及び上場会社の「業種区分」の見直し等の検討。</p>	<p>・平成18年3月、本協会から全国証券取引所宛に要望。</p> <p>・売買単位の集約及び統一については、平成19年4月24日に東京証券取引所が公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の課題として掲げられ、平成21年の株券電子化制度の導入時点を目途に一定の期間を設け段階的に実施することとされている。</p> <p>・業種区分の見直し等については、改めて全国の証券取引所に検討を要請する。</p>	<p>全国証券取引所</p>
(3) 個人の資産運用手段の拡大・多様化		
<p>① 投資信託業者の受託者責任の徹底</p> <p>1. 投資信託の評価機関の活用、評価の開示</p> <p>投信協と同様に、日証協、全国銀行協会</p>	<p>・各評価機関の評価基準や評価対象等につ</p>	<p>投資信託協会</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<p>等のHPへの掲載、分析項目の基準（モデル）の策定、目論見書、販売用資料、広告に評価機関の評価を記載する等の評価機関の活用、評価の開示など検討。</p>	<p>いて、それぞれの協会が一覧性のある形でHPに掲載することについて、投資信託協会に要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売用資料や広告に評価機関による評価を記載することに関しては、格付機関と同様に、政府として指定評価機関を定めることが可能か金融庁に検討を要請する。 	<p>金融庁</p>
<p>2. 運用体制の監視機能の充実・強化</p> <p>投資信託業者各社のコンプライアンス態勢・社内検査の一層の整備、自主規制機関の監査機能の充実・強化が図られる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託協会に検討を要請する。 	<p>投資信託協会</p>
<p>② 投信法制の見直し</p> <p>1. 分かりやすい目論見書の作成（大幅な簡素化</p> <p>目論見書全体について、投資家の理解を損なわない範囲で、記載項目の大幅な削除、簡略化を行うとともに、請求目論見書については、投資信託業者や投信協のHPへの掲載とするなどの見直しが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目論見書の記載項目の簡素化等について投資信託協会に検討を要請する。 	<p>投資信託協会</p>
<p>2. 運用対象の拡大等</p> <p>投資信託の多様な商品の設計、提供を可能とし投資信託市場の厚みを増すため、投資信託業者の運用・リスク管理体制の充実・強化と合わせて、有価証券以外の商品、不動産、デリバティブ等に関する運用規制の緩和が必要。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 1(1)(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な緩和措置について投資信託協会に検討を要請する。 	<p>投資信託協会</p>
<p>③ 日本版ISA制度の導入等</p> <p>公的年金制度の補完として、英国のIS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本版ISAの導入について金融庁に検 	<p>金融庁</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<p>A（個人貯蓄口座）やCTF（チャイルド・トラスト・ファンド）を参考とした日本版ISAの導入等について検討。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告2(4)スタディグループ中間整理2(2)の・個人の資産形成促進スキームの導入</p>	<p>討を要請する。</p>	
(4) 投資環境の整備		
<p>② 金融・経済教育の推進 （官民一体となった推進体制の整備）</p> <p>金融リテラシー（個人がリスクとリターンを比較、判断し、合理的な投資行動を行えるような知識・能力）を推進する体制の構築。</p> <p>文部科学省、厚生労働省、金融庁など関係省庁、金融広報中央委員会、日証協、投信協、東証及び全国銀行協会など各金融団体が、内閣府に設置された戦略本部の下で、官民一体で我が国全体として一体性と一貫性をもった金融・経済教育の実施などが考えられる。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告2(5)スタディグループ中間整理2(2)の・人材教育及び同3(3)</p>	<p>・金融庁と連携し、内閣府に官民一体で金融・経済教育に取り組むための戦略本部の設置を要望する。</p> <p>・戦略本部の設置後は関係団体と連携・協力しながら活動を推進する。</p>	<p>内閣府</p>
2. 企業が安定的で低コストの資金が調達でき、プロの投資家が高度な金融技術を利用して効率的な運用ができる市場		
<p>(2) 年金運用の課題の検討</p> <p>・公的年金（国民年金、厚生年金保険）について、高齢化社会の下での持続可能な年金制度等とするため、運用の効率化を図り、的確なリスク管理の下、多様なリスク資産への投資が可能となるような制度の整備。</p> <p>・確定拠出年金制度に係る「拠出限度額の引上げ」、「マッチング拠出の導入」及び「中途脱退時の引出し要件緩和」等についての検討。</p>	<p>・投資信託協会、証券投資顧問協会など運用業務を代表する機関に、効果的な施策の検討を依頼し、関係機関に要望する。</p>	<p>金融庁 厚生労働省</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省などの関係者間で、規模の適正化、運用規制の緩和及び受託者責任の徹底等といった課題について、早急な検討が必要。 <p style="text-align: center;">金融・資本市場ワーキング報告 2(3)</p>		
<p>(4) 最先端の金融知識・技術を持つ人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融・証券の実務、法務、会計、IT等の分野で最先端の金融知識・技術を持った人材の育成。 大学・大学院における金融・証券関係講座の拡充。 <p style="text-align: center;">金融・資本市場ワーキング報告 2(6) スタディグループ中間整理 3(5)の・より高度な金融商品・サービスを提供できる人材の育成・裾野の拡大及び同 3(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 考え方を取りまとめ、関係機関に要望する。 	<p>文部科学省 各大学等教育機関</p>
<p>(5) 商品先物等を上場する総合取引所の創設</p> <p>金融商品に加え、例えば、現在商品取引所で取引されている商品先物等の金融商品以外の商品が、一つの取引所に上場、取引される「総合取引所」の創設が考えられる。</p> <p style="text-align: center;">金融・資本市場ワーキング報告 1(2)、1(6) スタディグループ中間整理 3(1)の・取引所における取扱商品の多様化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁はじめ関係機関における今後の検討の過程において、必要に応じ証券界としての意見等を当該関係機関に要望する。 	<p>金融庁他関係機関</p>
3. 海外の投資家からも使いやすく分かりやすい市場		
<p>(3) アジアの金融センターとしての地位の確立</p> <p>証券取引所では、アジアの取引所との連携や、アジア企業の上場誘致のプロモート</p>	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引所に検討を要請する。 	<p>全国証券取引所</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<p>活動等が進められているが、必要な施策として、例えば、上場基準の見直しや、プロ向けのアジア企業が上場する市場の創設、IR支援等を行う。</p>		
<p>(4) 海外の機関投資家の対日進出の促進</p> <p>我が国金融・資本市場の発展の観点から、例えば、シンガポールのような税制及び規制上の優遇策を講ずべきとの意見もあるが、この是非については国民的なコンセンサスを得た上で、適切な対策の検討が必要。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 1(10)</p>	<p>・金融庁はじめ関係機関における今後の検討の過程において、必要に応じ証券界としての意見等を当該関係機関に要望する。</p>	<p>金融庁他関係機関</p>
<p>4. 市場改革のためのインフラ整備</p>		
<p>(1) 金融商品取引法の拡大</p> <p>今後の課題として、一般の預金・保険を含めた金融商品全般を対象とするより包括的な規制の枠組みや、業者を監督する省庁の一本化、監視委員会による検査の一元化等の検討が必要。</p> <p>スタディグループ中間整理 2 (1) ④の ・金融商品取引法制の施行とその活用</p>	<p>・中期的な課題として、金商法施行後の制度の定着・効果など勘案し、下記(8)と併せて時機を見て検討を要請する。</p>	<p>金融庁</p>
<p>(2) 日本版「ベター・レギュレーション」の促進</p> <p>(ホールセール業務分野でのプリンシプル・ベースの規制の促進)</p> <p>金融イノベーションを通じた利用者利便の向上、競争力の強化等の観点から、できる限り規制を緩和するとともに、仮に規制を行う場合でもプリンシプル・ベースでの規制を促進し、コンプライアンスコストを低下させることが必要。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 3(3)</p>	<p>・民間の活力を生かすベター・レギュレーションの構築及びホールセール分野におけるプリンシプル・ベースの規制の促進について会員の意見等を取りまとめ、金融庁に検討を要請する。(併せて本協会において倫理コードの制定等に係る自主規制規則を整</p>	<p>金融庁</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<p>スタディグループ中間整理 2(1)①の・プリンシプル/ルール・ベースのアプローチ</p>	<p>備。【上記Ⅱ． 4． (2)の（ホールセール業務分野でのプリンシプル・ベースの規制の促進）参照】</p>	
<p>(リスクベース・アプローチによる規制・監督)</p> <p>リスクベース・アプローチにより利用者や市場にとって影響度が高い業種、分野、項目などを明確にしたメリハリのある監督・検査が必要である。</p>	<p>・リスクベース・アプローチを踏まえた監督・検査等の導入について金融庁はじめ関係機関に検討を要請する。【上記Ⅱ． 4． (2)の（リスクベース・アプローチによる規制・監督）参照】</p>	<p>金融庁 証券取引等監視委員会 全国金融商品取引所 日本銀行</p>
<p>(4) アナリスト、FP、投資信託の評価機関、格付機関等の自己規律の向上</p> <p>資格、教育プログラムの充実、倫理コードの整備や、独立性の確保に向けた必要な自主ルールの策定、監理体制の向上策の検討が必要。</p> <p>投資信託の評価機関、格付機関についても、一層の質的向上に向けた検討を行うべき。</p>	<p>・日本証券アナリスト協会、フィナンシャルプランナー協会、投資信託の評価・格付機関等に取り組み状況を確認し、必要な自主ルールの策定、監理体制の向上策の検討を要請する。</p>	<p>日本証券アナリスト協会 日本フィナンシャル・プランナーズ協会 投資信託の評価・格付機関</p>
<p>(5) 上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ディスクロージャーの徹底等</p> <p>上場会社（発行体企業）における実効ある内部統制システムの構築、コーポレート・ガバナンスの充実・強化及び市場参加者としての自己規律の向上、ディスクロージャーの徹底、コンプライアンス体制の確立</p> <p>上場会社及び証券取引所が連携し、適時開示・行動規範のあり方やコーポレート・ガバナンス等の企業行動に関する制度整</p>	<p>・平成 19 年 4 月 24 日に東京証券取引所において公表した「上場制度総合整備プログラム 2007」の課題として掲げられ、企業行動に関する制度の整備について①適時開示の充実、②企業行動規範の制定、③内部統制報告制度への対応等について検討し、段階的に実施することとしている。</p> <p>・全国証券取引所における取り組み状況を</p>	<p>全国証券取引所</p>

要望・要請事項（要旨）	実現のためのプロセス等	要望・要請先関係機関
<p>備など必要な措置が早期に実現されることが期待。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 1(11) スタディグループ中間整理 3(1)の ・自主規制機能の強化及び同 3(2)</p>	<p>確認し、上場会社及び全国証券取引所が連携して必要な措置が講じられるよう促進する。</p>	
<p>(8)「市場型金融」の推進に向けた「基本法」の制定</p> <p>市場型金融の推進を基本理念とする基本法の制定が必要。</p> <p>基本法の基本理念として、例えば、政府は市場型金融の推進のために必要な施策の迅速かつ重点的な実施のための措置を講じ、金融・経済教育の推進、人材の育成、海外での広報活動の推進などについて、政策目標に掲げること、併せて、関係省庁の枠を超えた推進体制として「戦略本部」を設置することが考えられる。</p> <p>金融・資本市場ワーキング報告 2(5)、(6) スタディグループ中間整理 2(2)の・人材教育</p>	<p>・中期的な課題として、金商法施行後の制度の定着・効果など勘案し、上記 4. (1)と併せて時機を見て検討を要請する。</p>	<p>金融庁</p>

以 上